

生徒指導規程

福山市立駅家北小学校

第1章 総則

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのもので、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

駅家っ子5つのやくそく

- ①すすんであいさつをする。
- ②時間（チャイム）を守る。
- ③身だしなみを整える。
- ④そうじをしっかりとる。
- ⑤家庭学習をする。

第2章 学校生活

第2条 駅家北小学校の児童としての自覚を持ち、充実した学校生活を送るため、次のことを定める。

- (1) 登校・下校の時刻を厳守する。登校後は、許可なく校外に出ない。
- (2) 学校に忘れ物をしても放課後、取りに来ない。
- (3) 決められた通学路で登下校する。
- (4) 遅刻・欠席の場合は保護者が必ず学校に連絡する。早退の場合は、保護者のお迎えによる下校とする。
- (5) 服装は駅家北小学校の定める規定服を着用する。
- (6) 所持品には必ず名前を明記する。
- (7) 不必要なお金は持ってこない。諸事情で持参した場合は登校時に担任に預ける。
- (8) 不要物（ゲーム機、菓子、音楽機器等）は学校に持ってこない。持って来た場合は一定期間預かる。
- (9) 携帯電話・スマートフォンは原則持ち込みを禁止する。

第3章 校外生活

第3条 駅家北小学校の児童としての自覚を持ち、地域・社会の一員として、他に迷惑かけることなく、安全に生活を送るため、次のことを定める。

- (1) 映画館・ゲームコーナーの出入り、カラオケ・ボーリング・飲食店（マンガ喫茶、ネットカフェ等も含む）等は保護者同伴で利用する。
- (2) 友人宅への外泊、児童だけの夜間外出は原則禁止する。夜間の外泊や外出は、保護者の責任で、行われる監督・保護のもののみとする。

- (3) 校外で事件・事故にあった場合は、直ちに学校に連絡する。
- (4) 二人乗り等の交通規則および交通マナーを遵守する。
- (5) 自転車に乗る場合は、必ずヘルメットを着用する。
- (6) 児童間での金銭の貸し借りは禁止する。
- (7) 児童だけで学区外へ出ない。(習い事等で学区外に出る必要がある場合は保護者の許可を得る。)

第4章 特別な指導

第4条 体も心も健康に学校生活を送るため、次のような行動を起こした児童で教育上必要と認められる場合は、保護者と連携のもと特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①飲酒・喫煙
 - ②いじめ
 - ③暴力・威圧・強要行為
 - ④建造物・器物破損
 - ⑤窃盗・万引き
 - ⑥薬物乱用
 - ⑦交通違反（無免許運転，自転車の二人乗り等）
 - ⑧その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校規則に違反する行為
 - ①喫煙同席，喫煙準備行為（煙草等の所持）
 - ②カンニング
 - ③登校後の無断外出・無断早退
 - ④家出及び深夜徘徊
 - ⑤教師の指導に従わないなど指導無視及び暴言
 - ⑥その他，学校が教育上指導を必要と認めた行為

第5条 特別な指導とは反省指導であり次の通りとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校指導（個別指導，奉仕活動等）

附則

本規程は「第3章 校外生活 第3条」に（7）を加え、令和4年7月22日から施行する。

本規程は「第2章 学校生活 第2条（5）服装は駅家北小学校の定める制服を着用する。」を

「（5）服装は駅家北小学校の定める規定服を着用する。」に変更し、令和5年1月12日から施行する。